

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのあるもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、次の家屋（令和 年 月 日 { (ハ) 新築 }
{ (ニ) 取得 }）が
この規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	東諸県郡国富町大字 字 番地
取得の原因 (移転登記の場合)	

令和 年 月 日

国富町長

印